

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		排水設備等の計画の変更の確認
根拠法令及び条項		新座市下水道条例第6条 2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更にあつては、この限りではない。
所管部課係名		インフラ整備部下水道課排水設備係
審査	関係条項	新座市下水道規則 第5条 条例第6条第1項及び第2項の規定により確認を受けようとするときは、排水設備・排水施設計画確認申請書又は除害施設計画確認申請書を市長に提出しなければならない。 2 前項の申請があつたときは、内容を審査し、確認通知書により申請者に通知するものとする。 第6条 条例第6条第2項ただし書に規定する排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 屋内の排水管に固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便所の大きさ、構造又は位置の変更 (2) ストレーナー、トラップ等で確認を受けたときの能力を低下させない軽微な変更 (3) 屋外の排水設備等で確認を受けたときの能力を低下させない軽微な変更
	基準 (未設定の場合はその理由)	(形式審査) 1 申請の対象が供用開始区域として公示した区域又は下水道法及び新座市下水道条例に基づく行為の許可を得た土地であるか。 2 記載事項に記入漏れはないか。 3 添付書類が整っているか。 (内容審査) 1 排水設備・排水施設が下水道法施行令及び新座市下水道条例に規定されている構造基準に適合しているか。
基準	参考事項	
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成27年4月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7日
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)